

おきぎん I C キャッシュカード特約

第 1 条 (特約の範囲等)

- (1) この特約は、I C キャッシュカード【従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様の I C キャッシュカードとしての機能（以下、「I C チップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。】を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、おきぎんキャッシュカードサービス規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約の定めがない事項に関しては、おきぎんキャッシュカードサービス規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、おきぎんキャッシュカードサービス規定の定義に従います。

第 2 条 (I C チップ提供機能の利用範囲)

I C チップ提供機能は、この機能の利用が可能な現金自動預金機、現金自動支払機、自動振込機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「I C キャッシュカード対応自動機等」といいます。）を利用される場合に、提供されます。

第 3 条 (I C キャッシュカードの利用)

おきぎんキャッシュカードサービス規定第 1 条に定める提携先のうち、一部の払出提携先において、提携先の都合により I C チップ提供機能の利用ができない現金自動支払機または現金自動預入払出兼用機を設置している場合があります。この場合、I C チップ提供機能は利用できません。

第 4 条 (1 日あたりの払戻金額)

当行は、当行及び払出提携先の現金自動支払機または現金自動預入払出兼用機を利用した預金払い戻しにおける 1 日あたりの限度額について、I C チップ提供機能を利用した払戻しである場合と、I C チップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとし、各限度額の範囲内で払戻しができるものとします。

第 5 条 (I C キャッシュカード対応自動機等の故障時の取扱い)

- (1) I C キャッシュカード対応自動機等の故障時には、I C チップ提供機能の利用はできません。
- (2) I C キャッシュカード対応自動機等の障害等により、I C チップ提供機能の利用ができないため本人または第三者に損害が生じても、当行は責任を負いません。

第 6 条 (I C チップ読取不能時の取扱い等)

- (1) I C チップの故障等によって、I C キャッシュカード対応自動機等において I C チップを読み取ることができなくなった場合には、I C チップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続に従って、す

みやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出て下さい。

- (2) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応自動機等においてICチップを読み取ることができないため本人または第三者に損害が生じて、当行は責任を負いません。

第7条（ICキャッシュカードの利用ができない場合等の取扱い）

ICキャッシュカード対応自動機等の障害やICチップ読取不能等により、ICキャッシュカードの利用ができない場合であっても、キャッシュカードの利用または窓口での取引等を行うことができます。

第8条（利用期限）

- (1) ICキャッシュカードの利用期限は5年とし、ICキャッシュカード券面上に西暦（下2桁）で表示した利用期限年および月の月末までとします。
- (2) 当行は、前項で定めるICキャッシュカードの利用期限が到来する前に、有効期限を更新した新しいICキャッシュカードを届出住所に送付するものとします。この場合、従来のICキャッシュカードは、本人の責任において廃棄するものとします。

第9条（発行手数料）

- (1) ICキャッシュカードの発行、ICキャッシュカードへの切替、および前条のICキャッシュカードの利用期限の到来に伴うICキャッシュカードの再発行にあたっては、当行所定の手数料（以下「発行手数料」といいます。）をお支払いいただきます。
- (2) 当行は、発行手数料を上記のICキャッシュカード切替対象口座から、払戻請求書および通帳（通帳不発行方式の場合は払戻請求書および本人を確認できる資料）の提出なしに、当行所定の日に引き落とししてできるものとします。
- (3) 当行所定の期間を経過しても、発行手数料を引き落としできない場合は、当行は、本人へ通知することなしに、当該ICキャッシュカードの利用を解約することができるものとします。

第10条（規定の適用）

本規定の取扱いには、本規定の他、おきぎんキャッシュカードサービス規定が適用されます。ただし、おきぎんキャッシュカードサービス規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

第11条（規定の変更）

- (1) ICキャッシュカードの商品内容、手数料などについて、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更することがあります。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上